

# 認定バッジ取扱いの注意事項

## 認定バッジは貸与品

認定バッジの所有者は、日本ソムリエ協会となります。

認定バッジは、認定登録をされた方に対し、当協会が貸与しているものです。原則、再発行はできません。

紛失されぬよう、認定バッジの保管・取扱いには十分ご注意ください。

## 第三者への貸与・譲渡・転売は禁止

日本ソムリエ協会は、認定バッジの第三者へ貸与・譲渡・転売行為を禁止いたします。

昨今、認定バッジがネットオークションに出品されるケースが散見されますが、このような行為は、当協会の業務を妨げ、

他人の物を処分する行為として刑事処分の対象になり得ます。

## 法的措置により厳格に対処

日本ソムリエ協会は、模造品の販売、第三者への貸与・譲渡・転売行為について、厳格に対処しております。

インターネットオークションサイトにおいて呼称資格認定バッジが出品された事案において、出品されたバッジを落札し、調査により出品者を特定して、当該出品者に対する訴訟を提起しました。同訴訟については、裁判所より勝訴判決を得て、当該出品者に対しては損害金519,096円の支払いが命じられ、損害金の支払いを受けております。

今後も、認定バッジの模造品の販売、第三者への貸与・譲渡・転売行為が確認された場合、厳格に対処してまいります。

認定バッジは認定者に貸与されるものであり、第三者への貸与・譲渡・転売などはできません。訴訟等の法的措置により対処するほか、資格認定を取り消す場合もありますので、その旨ご理解いただきますようお願いいたします。

資格保持者として、責任ある行動をお願い致します